

○ 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（契約締結前交付書面の交付を要しない場合） 第十一条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客に対し、金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書（前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項の全てが記載されているものに限る。）を交付している場合（目論見書に当該事項の全てが記載されていない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項の全てが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。）又は同法第十五条第二項第二号に掲げる場合とする。 2 金融商品取引法第二十七条の三十の九第一項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十二条の二の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。 （情報通信の技術を利用した提供） 第十四条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令	（契約締結前交付書面の交付を要しない場合） 第十一条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客に対し、金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書（前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合（目論見書に当該事項のすべてが記載されていない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。）又は同法第十五条第二項第二号に掲げる場合とする。 2 金融商品取引法第三十四条の二第四項、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の二十二及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第五十六条の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。 （情報通信の技術を利用した提供） 第十四条 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十六条の規定は、

第五十二号) 第五十六条の規定は、準用金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において金融商品取引法第三十四条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。

(電磁的方法の種類及び内容)

第十五条 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十七条の規定は、令第四十八条において金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の二十二の規定を準用する場合について準用する。

準用金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において金融商品取引法第三十四条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。

(電磁的方法の種類及び内容)

第十五条 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十七条の規定は、令第四十八条において金融商品取引法施行令第十五条の二十二の規定を準用する場合について準用する。